

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、西宮市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 更新の有効期間

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日までの5年間

2 更新の受付期間

受付の集中回避、受付期間の平準化対策のため、1年ごとに分けて受付を行います。

また、初回の更新手続きについては、上下水道局より事前にダイレクトメールにて通知いたします。

指定を受けた日	初回手続き受付期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2019年10月1日～2020年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2020年10月1日～2021年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2021年10月1日～2022年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2022年10月3日～2023年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2023年10月2日～2024年9月27日

※ 期間内での手続きにご協力ください。

3 更新申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- (1) 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 様式第3（給水装置工事主任技術者選任・解任届出書）※変更している場合
- (4) 機械器具調書
- (5) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

4 今回新たに確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕対応可否、宅内、宅外給水装置工事対応可否）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業が行うことができる技能を有する者の従事状況

5 更新に係る事務手続き手数料（西宮市水道事業給水条例第30条による）

1件につき 10,000円